

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年十月青森県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同令」を「並びに同令」に改め、「並びに同令附則第七条第一項第二号」を削る。

第三条第一項第十六号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定期日
社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	訪問介護	藤崎町社協訪問センター	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	平成十七年七月十三日
社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	訪問入浴	藤崎町社協訪問センター	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	"

社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	通所介護	藤崎町社協訪問センター	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	"
-------------------	--------------------	------	-------------	--------------------	---

青森県告示第六百三三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる住所	名称	所在地	指定期日
社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	藤崎町社協ケアプランセンター	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	平成十七年七月十三日

青森県告示第六百四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

- 一 五所川原市大字飯詰字飯詰山の一・大字前田野目字前田野目山の一・大字戸澤字中洲川山一・大字松野字中洲川山一・金木町嘉瀬東嘉瀬山一・金木町嘉瀬西嘉瀬山一・金木町喜良市小田川山一・金木町喜良市喜良市山一・金木町金木大倉岳一・北津軽郡中泊町大字中里字袴腰山一・大字宮野沢字袴腰山一・大字尾別字尾別山一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

金木町金木大倉岳一の一・大字尾別字尾別山一の一(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字飯詰字飯詰山一の一・大字前田野目字前田野目山一の一・大字戸澤字中洲川山一・大字松野木字中洲川山一の一・金木町嘉瀬東嘉瀬山一の一・金木町嘉瀬西嘉瀬山一の一・金木町喜良市小田川山一の一・金木町喜良市喜良市山一の一・金木町金木大倉岳一の一・大字中里字袴腰山一の一・大字宮野沢字袴腰山一の一・大字尾別字尾別山一の一(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所及び中泊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

南津軽郡大鰐町大字長峰字駒木沢四二の二三、四二の二四

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

南津軽郡大鰐町大字早瀬野字扇沢二二の一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び大鱈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下北郡東通村大字目名字北ノ沢一（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

（二）変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐にかかる伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（二）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下北郡東通村大字目名字北ノ沢一（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的
公衆の保健

（三）変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐にかかる伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡今別町大字奥平部字奥村元一八番地一 田中 勝 英	今別町東部
東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五二三番地八一 横岡 巨	
東津軽郡今別町大字大泊字大村元六四番地 木村 秀 樹	

青森県告示第六百九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構鉄道建設本部東北新幹線建設局

二 測量の種類

公共測量（鉄道計画の基準点測量他）

三 測量の期間

平成十七年六月二十三日から同年十月二十四日まで

四 測量の地域

青森市
東津軽郡蓬田村、外ヶ浜町

青森県告示第六百十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年七月十三日

一 測量計画機関
国土交通省

青森県知事 三 村 申 吾

二 測量の種類

公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

三 測量の期間

平成十七年七月一日から平成十八年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森市
弘前市
八戸市
むつ市

青森県告示第六百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年八月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	一〇二号	黒石市大字豊岡字豊岡六八の一から 黒石市大字上山形字中道八の一まで	黒石市大字石名坂字桜清水無番から 黒石市大字温湯字長漕六の一まで	前	二九・〇〇メートルから 二九・〇〇メートルまで	三、四九一・五〇メートル	
			前		後	一九・〇〇メートルから 一六・八〇メートルまで	三、七二二・七五メートル	

青森県告示第六百十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定に

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦二九番地一 中塚 義 光 下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷二七番地八 富岡 弘 芳 下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦三九番地 山 本 輝 男	蛇 浦

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ八戸沼館
八戸市沼館四丁目一の一八六
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和情報サービス株式会社
東京都台東区上野七丁目一四の四
代表取締役 坂倉正宏
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社オートバックスセブン
東京都江東区豊洲五丁目六の五二

代表取締役 住野公一

2 株式会社ライトオン

茨城県つくば市東新井三七の一

代表取締役 藤原政博

3 株式会社大創産業

広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四

代表取締役 矢野博文

4 その他は、未定

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年三月五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、六五一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

二〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一三〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一七五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

六〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社オートバックスセブン

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

(二) 株式会社ライトオン

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

(三) 株式会社大創産業

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

(四) その他小売業を行う者（未定分）

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後九時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十七年七月四日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十七年七月十三日から同年十一月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年十一月十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

平成十六年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定によ

り社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成十六年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

一、〇二〇

加入戸数

八五〇、四六七戸

共済委託契約金額

六、七八二、九八三、九一九、〇〇〇円

火災共済掛金

一、二二三、八七二、三〇三円

被災戸数

四六八戸

火災共済給付金

四〇一、九五二、三二五円

特定給付金

三、三五八、一六六円

復興建築助成戸数

一六三戸

復興建築助成金

五八、六五二、七九七円

住宅防火施設整備補助会員数

二九、六四六、一〇〇円

住宅防火施設整備補助金

一、〇八三戸

住宅災害見舞戸数

一四〇、八五〇、〇〇〇円

住宅災害見舞金

七九

二 収支計算

1 収入

火災共済掛金収入

一、二二三、八七二、三〇三円

建物管理の部収入

四四、〇五三、六二四円

その他の収入

二五四、六九四、二一六円

当期収入合計(A)

一、四二二、六二〇、一四三円

前期繰越収支差額

六五、〇六四、二四八円

収入合計(B)

一、四八七、六八四、三九一円

2 支出

事業費

六九六、〇六四、七三六円

管理費

二五三、三三五、一四九円

建物管理費

一九、六五二、四七七円

特定預金等支出

当期支出合計(C)

当期収支差額(A)・(C)

次期繰越収支差額(B)・(C)

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社笠井工務店

二 代表者の氏名 笠井 冷子

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣九五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一一〇六七号

五 取消年月日 平成十七年六月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年七月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社笠井工務店

二 代表者の氏名 笠井 冷子

四五〇、四四五、〇九八円

一、四一九、四九七、四六〇円

三、一二二、六八三円

六八、一八六、九三二円

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣九五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一一〇六七号

五 取消年月日 平成十七年六月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年六月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭